大学等の名称							
特定地域内学部収容定員を増加させる学部等	学部等の名称	修業年限	入学定員（編入学定員）	増加前の特定地域内学部収容定員（収容定員）	増加させる特定地域内学部収容定員（収容定員）	増加後の特定地域内学部収容定員（収容定員）	校舎所在地
	○○学部 ○○学科	年	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	
	増加させる事由						
	予定時期						

法第13条第2号の規定の適用を受けようとする場合のみ	合併・統廃合等，共同教育課程の別	□合併・統廃合等　□共同教育課程
	協議の内容	

別記様式第３号

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

法第13条第３号　説明書

大学等の名称							
特定地域内学部収容定員を増加させる学部等	学部等の名称	修業年限	入学定員（編入学定員）	増加前の特定地域内学部収容定員（収容定員）	増加させる特定地域内学部収容定員（収容定員）	増加後の特定地域内学部収容定員（収容定員）	校舎の所在地
	○○学部 ○○学科	年	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	人（　人） 人（　人）	
	増加させる事由						
	予定時期						

別記様式第４号

（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

法附則第３条第４号　説明書

事項	実施時期	実施内容
意思決定に関する状況		
公表に関する状況		
契約等に関する状況		

内閣府
○文部科学省令第１号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）附則第二項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

厚生労働省

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 （法附則第二項の主務省令で定める基準） **第三条**　法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こ	**附　則** （一部改正法附則第三条第一項ただし書の規定による申出の方法） **第三条**　一部改正法附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第八条第二号に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する旧幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に提出して行うものとする。